

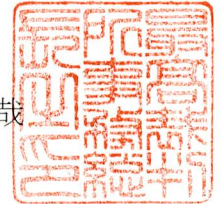
最高裁秘書第2334号

令和4年7月28日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田真哉



司法行政文書開示通知書

6月24日付け（同月28日受付、第040254号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の改正の概要」と題する文書（片面で1枚）
- (2) 決裁票（最高裁総一第835号）（両面で1枚、片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の(2)の文書には、個人識別情報（印影）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

# 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の改正の概要

## 1 開示の実施方法の変更(記第10関係)

開示の実施における写しの取得方法について、従来は開示申出人自身にコピー機を利用して複写させるなどの方法によっていたが、行政機関の取扱いと同様に、**実施手数料を収入印紙で納付させ**、職員が写しを作成して交付する方法に改める。

また、従来は電磁的記録は紙に出力できるものに限って写しを取得できるとしていたが、行政機関の取扱いと同様に、どのような電磁的記録であっても光ディスクに格納することにより写しを取得できるように改める。

### 改正前

#### 文書又は図画

- ① 閲覧
- ② 謄写(その方法については次のとおり)
  - ・庁舎内のコインベンダー式複写機を利用
  - ・裁判所の指定業者(司法協会等)を利用

#### 電磁的記録

- ① 用紙に出力したものの閲覧
- ② 用紙に出力したものの謄写(その方法については文書又は図画と同じ)
- ③ 再生したものの閲覧、聴取又は視聴

### 改正後

#### 文書又は図画

- ① 閲覧
- ② **写しの交付**(写しについては次のとおり)
  - ・用紙に複写したもの
  - ・スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの

#### 電磁的記録

- ① 用紙に出力したものの閲覧
- ② 用紙に出力した**写しの交付**
- ③ **光ディスクに複写した写しの交付**
- ④ 再生したものの閲覧、聴取又は視聴

※ 従前、裁判所独自の司法行政サービスとして、開示文書の枚数が15枚以下の場合には、無償で写しを交付する扱いとしていたが、今後、この取扱いは行わないこととする。

## 2 開示手続の対象とならないものの明確化(記第1関係)

開示手続の対象とならないものを明記する。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの(情報公開法2条2項ただし書1号に準拠)
- (2) 最高裁判所図書館が収集した図書館資料

## 3 その他(記第11関係)

申出期間を経過した苦情申出及び苦情申出の要件に該当しない申出について、原則、諮問しない旨を定める。

## 4 実施日

令和4年7月1日から実施。ただし、令和4年6月30日までにされた開示の申出に関する開示の実施については、なお従前の例による。

決裁・供覧

件名	「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」の一部改正について（通知）		文書番号 最高裁総一第835号	
	別添のとおり通知してよろしいか。			
起案	起案日	令和4年6月8日	受付日	
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局総務局 第一課 企 画調整係	決裁	決裁処理期限日 決裁日 施行処理期限日
分類名称	起案者	惣附 綾子	施行	施行日
	連絡先			施行先
取扱い区分	大分類	(企画調整) 通達	格付け	施行者
	中分類	制定・改廃		取扱い上の注意
取扱い区分	名称(小分類)	別紙2参照	保存	機密性格付け
	秘密区分			取扱い制限
取扱い区分	秘密期間終了日		保存	行政文書保存期間 5年
	指定事由			保存期間満了時期 令和10年3月31日
決裁・供覧欄	事務総局			
	(審査・進達) 秘書課 参事官 課長補佐等 審査係 総務局長 第一課 参事官 局員 庶務主任 課長補佐 企画調整係			
備考欄				





文  
書  
番  
号

名  
称  
(小  
分  
類)

共  
同  
起  
案  
者  
欄

通達の制定改廃についての通知（令和4年度）

(別 紙)

【決裁説明】

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」の一部改正について、令和4年6月8日の最高裁裁判官会議において決定されたことから、最高裁内部及び下級裁に別添通知のとおり通知することとした。

なお、本改正の主な内容は次のとおりである。

1 保有個人情報の開示の実施方法の変更（取扱要綱記第4の8）

「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」（以下、「情報公開要綱」という。）において、司法行政文書の開示の実施方法が改正されるどころ、情報公開要綱と同様に、保有個人情報の開示の実施方法についても、謄写による方法を廃止し、写しを交付する方法を新たに定めた。

2 保有個人情報の訂正及び利用停止の各申出期間の明確化（取扱要綱記第5及び同第6）

申出期間を法（個人情報の保護に関する法律）の規定に合わせ「90日」とするとともに、開示の実施において写しを送付する場合は新たに設けられたことから、当該場合における申出期間の始期を明確に定めた。

3 苦情の申出があった場合の定め（取扱要綱記第8）

従前から、保有個人情報の開示等の判断に対する苦情の申出があった場合の手続については、情報公開要綱における苦情の手続と共通していたところ、端的に情報公開要綱に「準じて行う」と定めた。